

官僚からのヒアリング

平成25年度の予算編成に取りかかる時期になってきました。「前年度踏襲型からの脱却」とは言われるものの、毎年試行錯誤しながら、改善へと歩を進めています。

さて、そのようなことを意識し、来年度に国が予算化しようとしている内容で、本市の課題となる施策について勉強会に行ってきました。

この勉強会のコーディネーターは、地元選出の樽床代議士にさせていただいていますが、今は総務大臣であることから、総務省に関連した項目を中心に、こちらからはリクエストをし、そのようにしていただきました。

項目については、以下の通りです。

- ・ 循環型社会形成推進交付金（環境省）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（厚生労働省）
- ・ 少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善（文部科学省）
- ・ いじめ対策等総合推進事業（文部科学省）
- ・ 質の高い学校施設環境の整備（ // ）
- ・ 公立学校施設の耐震化整備事業（ // ）
- ・ 地域主権改革（内閣府）
- ・ 住民訴訟制度（総務省）
- ・ ICT環境整備（ // ）
- ・ 地方債、地方交付税（ // ）
- ・ 上下水道の統合（ // ）
- ・ 消防水利施設（ // ）
- ・ 消防救急デジタル無線整備事業（ // ）
- ・ 総合消防情報システム整備事業（ // ）

上記のものは、既に実施している政策も含まれております。それを利用する現場から見ると、使い勝手のいいものばかりではありません。

300万人を超す大都市から200人程度の村、人口や地形などに関係なく、一律に施行されており、現場の声を政策立案の官僚に届ける思いを持って臨んでいます。

勉強会でのやり取りを少し紹介します。

◆いじめ対策等総合推進事業について

Q 「いじめに直接関わる人員配置も大切だが、
教員の事務負担を減らすことで、
教員がいじめ等に対応できる環境を整えるべきでは？」

A 「その通りだと考えている」

Q 「教員に対して、校務で使うパソコンを一人一台ずつ配置できているか」

A 「できている」

Q 「その認識は、間違っている。現場を知らないのではないか」

A 「改めて確認する」

◆上下水道の統合について

- Q 「下水道事業も公営企業となる予定。
そこで、上水道と下水道で一つの会計とできないのか」
- A 「他の自治体からも要望がある。検討材料」
- Q 「上水道は老朽管の布設替えの時期に入っており、
その費用の負担はこれから本格化していく。
その財源確保は、自治体の大きな課題である。」
- A 「まさしく、国としても喫緊の大きな課題と理解している」



総務大臣の執務机です。

文教委員会での視察

文京区は、文字通り、多くの文人等にゆかりのある土地柄です。面積は約11km²で本市の約半分に19万人が住んでいます。

この区の図書館運営の特徴は、要となる中央館（行政）と7つの地区館（2社体制による指定管理）がありますが、その図書館とおしの距離は、約800mと歩いて行ける距離に配置していることです。市域面積の狭さを活かしていると感じます。また、どの図書館もこじんまりとした図書館で、他館との貸し借りのため、車を1日に2回まわしているとのことでした。

これまで「図書館と言えば広い」と思っていたのですが、発想の転換を思い知らされました。

江戸川区は、小中学校で「読書科」を教科にしており、読書を中心とする教育施策について学ばせて頂きました。実は、この区は、子育てに関する施策が非常に有名な区で、全国的に注目を集めています。

個人的に注目しているのは「すくすくスクール」です。小学校の放課後や休みの日に、校庭・教室・体育館などを利用して、地域・保護者・学校が連携した上で、児童が自由に活動する事業です。本市での実現に取り組んでおり、パンフレットのみいただけてきました。

25年度の予算要望

決算審査が終わると、すぐに新年度の予算編成に取り掛かります。会派の幹事長職を任されていることから、予算要望について、取りまとめを行いました。

■わが会派の予算要望の手順

- 決算審査特別委員会（10月中旬）
↓
行政から予算編成方針の提示（10月下旬）
↓
会派内での協議
（1）当年度の予算要望での回答の確認
（2）代表質問、決算委員会の答弁確認
↓
（3）各所管にて、新規・継続の提案
↓

(1) (2) (3) の項目を会派内で協議し取捨選択
↓
上記の項目を文章化し、要望書（案）としての体裁を整える
↓
再度、要望書（案）を推敲のため協議
↓
要望書の完成⇒市長へ（11月中旬）

「政務活動費」へ

議員には、「政務調査費」が支給されております。この根拠法は、地方自治法になります。しばしば、その利用についてマスコミで取り上げられていました。



本市の場合、その利用は「使途基準」に沿って厳格にチェックされます。また、政務調査活動、議員活動、政党活動、選挙活動など、議員一人でもいろいろな側面をもっていることから、公費負担と自己負担の按分率を決めて運用しています。

例えば、事務所費では・・・

自宅の一部屋を利用・・・公費は1/9

自宅敷地内で別棟・・・公費は1/3

この法律の改正が今年の8月に国会にて行われました。改正内容は、これまでの「議員の調査研究」に加え「その他の活動」を追加したところです。

具体的には、「要請・陳情活動」についても公費負担の対象に加えられる見通しで、条例の改正が必要となることから、議会内の研究会で議論されているところです。

BACK